

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び同法第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2026 年 6 月 1 日

ソフトバンク株式会社

OpenFiber Japan 株式会社

2026年6月1日

ソフトバンク株式会社と OpenFiber Japan 株式会社の
吸収分割に係る事後開示書面

(吸収分割会社)
東京都港区海岸一丁目7番1号
(甲)ソフトバンク株式会社
代表取締役 宮川 潤一

(吸収分割承継会社)
東京都港区海岸一丁目7番1号
(乙)OpenFiber Japan株式会社
代表取締役 関和 智弘

甲及び乙は、両者の間で締結した2026年2月10日付吸収分割契約書（以下「**本件分割契約**」
といたします。）に基づき、2026年6月1日を効力発生日として、本件分割契約に定める甲の権利
義務を乙に承継させる吸収分割（以下「**本件分割**」といたします。）を行いました。

下記のとおり、本件分割に関する会社法（以下「**法**」といたします。）第791条第1項第1号及び
法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則（以下「**規則**」といたします。）第189条に定める事
項を記載した書面を備え置きいたします。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（規則第189条第1号）

2026年6月1日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（規則第189条第2号）

(1) 法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、会社法第784条の2の
規定の適用はありません。

(2) 法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(i) 反対株主の株式買取請求（法第 785 条）

本件分割は、法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当するため、法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

(ii) 新株予約権買取請求（法第 787 条）

甲は、新株予約権を発行していないため、法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(iii) 債権者の異議（法第 789 条）

甲は、法第 789 条第 2 項及び第 3 項に従い、2026 年 4 月 23 日付官報及び同日付電子公告により債権者に対し本件分割に係る異議申述の公告を行いました。甲に対し、異議申述期限である 2026 年 5 月 25 日までに同条第 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（規則第 189 条第 3 号）

(1) 法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

法第 796 条の 2 の規定により、乙に対し、本件分割をやめることを請求した株主はありませんでした。

(2) 法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(i) 反対株主の株式買取請求（法第 797 条）

乙は、法第 797 条第 3 項の規定に基づき 2026 年 5 月 11 日に株主に対し通知を行いました。乙に対し、同条第 1 項の規定により株式の買取りを請求した株主はありませんでした。

(ii) 債権者の異議（法第 799 条）

乙は、法第 799 条第 2 項に従い、2026 年 4 月 23 日付官報により債権者に対し本件分割に係る異議申述の公告を行い、知っている債権者に対しては各別の催告を行いました。乙に対し、異議申述期限の 2026 年 5 月 25 日までに同条第 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（規則第 189 条第 4 号）

乙は、本件分割の効力を生じた日である 2026 年 6 月 1 日をもって、甲が行う Fiber To The Home 事業の権利義務の一部を承継しました。本件分割により乙が甲より承継した資産及び負

債の帳簿価額は、それぞれ以下のとおりです。

承継した資産の額：金 14,599,213,070 円（概算値）

承継した負債の額：金 0 円

5. 法第 923 条の変更の登記をした日（規則第 189 条第 5 号）

2026 年 6 月 12 日付で本件分割に係る登記を申請する予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項（規則第 189 条第 6 号）

該当事項はございません。

以 上